

## 第19回教育委員会会議

1 日時 令和元年10月15日 火曜日 午後3時30分～午後6時00分

2 場所 大阪市教育センター 8階 研修室6

### 3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

江野 一 ICT企画調整担当部長

村川 智和 総務課長

中野下豪紀 ICT企画調整担当課長

福山 英利 首席指導主事

水口 裕輝 指導部長

飯田 明子 学校力支援担当部長

樽本 康隆 教育活動支援担当課長

藤巻 幸嗣 教務部長

松田 淳至 教職員人事担当課長

松井 良浩 教職員服務・監察担当課長

窪田 信也 教職員給与・厚生担当課長

忍 康彦 学校環境整備担当部長  
大川 博史 学校適正配置担当課長  
三木 信夫 生涯学習部長  
松村 智志 生涯学習担当課長  
川本 祥生 政策推進担当部長  
松浦 令 教育政策課長  
橋本 洋祐 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第27号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第70号	大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について
議案第71号	市会提出予定案件（その15）
議案第72号	第44回学校医等永年勤続者表彰について
議案第73号	第71回市立校園職員児童生徒表彰について
議案第74号	令和元年度教育功労者表彰について
議案第75号	2020年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次 選考合格者の決定について
議案第76号	職員の人事について
議案第77号	職員の人事について
議案第78号	職員の人事について
報告第33号	「地域と学校の協働による生涯学習の推進について（社会教育 委員会議意見具申）」にかかる答申について
報告第34号	職員の人事について
報告第35号	職員の人事について

協議題第32号 「大阪市教育振興基本計画」の中間見直しについて（その3）

協議題第33号 学校教育ICTビジョンの策定について(中間まとめ)

協議題第34号 令和元年度給与改定について

なお、議案71号から75号、協議題第32号から第34号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第27号、議案第76号から第78号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### （4）議事要旨

【山本教育長】 9月20日付で新たに教育委員に就任いただいた栗林委員からご挨拶を頂戴したいと思います。

【栗林委員】 この度新たに教育委員を拝命いたしました大阪教育大学の栗林と申します。どうぞよろしくお願ひします。

大阪市教育委員会とは、20年ほど前から大阪府、堺市とともに包括連携協定を結ばせていただいて、お互い意見交換を行ってきましたけれども、前吉村市長のもとで学校教員の実質的な育成と学校教員になる学生たちの関わりを緊密にしていきたいということで意見一致いたしまして、教育委員会からさまざまな支援や、関わりを得てきたところです。

特に教職大学院で実践的な教育の向上化を目指している中では、共同研究講座を設けていただいて、その中でさまざまな取り組みを行ってきたことを、心から感謝しています。

私としては、これまでいただいている積極的な大阪教育大学との関わりに少しでもお返しできることがあればと思っておりましたけれども、なかなかその機会がなくて、この度こうした教育行政を通じて、ご恩の一端でもお返しできたらと思っておりました。

しかし、何分にも不慣れなものですから、御教授いただくことがいろいろ多いと思いますし、皆さんにお世話になることが多いと思いますけれども、どうぞ御指導いただきますようよろしくお願ひしたいと思います。簡単ですけれども、御挨拶とさせていただきます。

【山本教育長】 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

報告第70号「大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この審議会は、市立小学校、中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査、審議並びに教育委員会に対する具体的な施策の具申を行うために設けられている審議会である。

今般、委員変更の申し出があった2名を解職し、その後任として出身団体から推薦をいただいた2名、山内憲之氏並びに宮本正路氏を新たに委嘱する。

任期は、前任者の残任期間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第33号「地域と学校の協働による生涯学習の推進について（社会教育委員会議意見具申）」にかかる答申について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年11月13日の第24回教育委員会会議の議決に基づき、地域と学校の協働による生涯学習の推進について、教育委員会から社会教育委員会議に対して諮問を行った。

その後、社会教育委員会議において精力的な審議を重ね、7月2日の教育委員会会議において中間報告を行い、先月9月11日に審議を終えたところである。中間報告の際にいただいた意見等については、おおむね意見具申の中でも言及しており、次期生涯学習大阪計画の活用にも生かしていく。

社会教育委員会議副議長である大阪教育大学の出相教授から教育長に意見具申の手交を行い、引き続き意見具申の概要を報告する。

出相社会教育委員会議副議長からの説明要旨は次のとおりである。

序章では、これまでの生涯学習大阪計画の経過を示している。

第1章では、少子高齢化、グローバル化、情報化といった今日の社会状況や今非常にタイムリーなトピックになっている地域学校協働に関する答申、その他社会教育及び学校教育の視点からの動向、施策についてここで書き記している。3節では、大阪市の関連施策の状況、並びに世論調査の結果概要について記述している。

第2章では、大阪市も既に地域学校協働や教育コミュニティづくりということで、さま

さまざまな取り組みを行っているが、その関連する取り組みについての検証と課題を挙げている。教育コミュニティづくりに関する各種事業は、個別の展開では一定の成果を上げているが、3点課題として挙げられた。

第1点は、役割分担が明確ではないということである。いろいろな取り組みをやっているが、重複感があるということが挙げられている。

第2点は、小中、地域を含めた連携のあり方である。さまざまな主体がさまざまな取り組みをやっているが、なかなかうまくそれらが連携していけないといったことが課題として挙げられている。

第3点は、担い手人材の確保、育成ということである。さまざまな取り組みがあるが、かかわっている方が同じ方々だというようなこともあったので、いかに担い手を育成していくかということが課題として挙げられた。

第3章が本意見具申の中核となる章であり、現状と課題を踏まえ、今後の新たな展望について記している。

大きな枠組みとしてさまざまなネットワークがこれまでの取り組みでできているが、それをゆるやかなセーフティネットという視点で捉えるということである。大阪に限らず、貧困、虐待、不登校、あるいは外国人児童生徒の増加といった課題があり、セーフティネットの視点からの生涯学習が重要になってきている。そういった枠組みの中で、先ほどの課題に対してどう対応していくかということである。まず1つは人材であるが、人材の養成ということで考えたのが、これまでサービスの受け手になっている人が活動の主体として参加するということである。2つ目は、非常に大きな大阪市の特色として、公民館がないかわりに各学校に生涯学習ルーム事業が展開されていて、学校にそういった学びの場があるということで、生涯学習ルーム事業の人材をもっと活用していこうということである。生涯学習ルーム事業を初めとして、いろいろな活動、取り組みは既に大阪市で行われているということであるが、そういった既存の活動、取り組みを活かす、そういったところと連携する、ということを実材の確保ということで挙げた。人材という点では、いろいろな組織が連携、協働していこうということであり、コーディネーターが重要となる。来年度から社会教育士が新たに位置づけられるようになるが、そういった社会教育士をうまく活用していくということと、学校教育においても、地域連携担当教職員を置こうということになってきている。そういった学校側、社会教育側の人材コーディネーター、コーディネーター養成ということが非常に重要になってきている。

また、社会に開かれた教育課程ということで、これまでも、例えばキッズプラザ大阪の事業を小学校のカリキュラムに活用するという事例もあるが、今後、例えば総合学習の時間を夏休み等に地域でやろうというふうなことが提案されているので、大阪でも地域側が学校と連携しながら授業をつくって提案していこうということを打ち出している。

第4章は、今後の大阪市の生涯学習施策のあり方ということで、具体的には次期生涯学習大阪計画に向け、基本理念としてつながり、支え合い、共に育つ生涯学習という方向性を示している。今回の意見具申では、社会教育側のいろいろな視点から述べてきており、学校教育側の教育内容やカリキュラム等について深く踏み込むことができていないので、こういった社会教育側のいろいろな取り組みに対して学校教育をどうしていくのかといったことも今後いろいろと検討して行ってほしい。今回は、地域と学校がつながり、連携し、協働活動で双方向に支えることによって、個々の活動では達成できない、1足す1が3や4となる相乗的な成長をお互いに享受するとともに、子どもや大人まで全ての人々が主体的に学び続け、活躍できる人生100年時代にふさわしい生涯学習社会の実現を目指している。今回は、地域、学校協働に焦点を当てたが、人生100年時代というキーワードも踏まえ、今後の生涯学習社会の実現ということを最後に考えていくということを示している。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

今後、現行の生涯学習大阪計画の期間が令和2年度までとなっていることから、社会教育委員会議の意見具申を受け、生涯学習大阪計画プロジェクト会議において、次期生涯学習大阪計画の検討に着手する。教育振興基本計画の検討状況を踏まえ、今年度内をめぐり基本構想骨子案を取りまとめる予定としている。適宜経過報告を行うなどしながら進める。

質疑の概要は次のとおりである。

**【山本教育長】** 今後の地域との教育コミュニティの醸成に向けた基本的な方向性なり考え方というものを示していただきました。今部長からありましたように、これから庁内会議でいろいろ議論をする形になっております。そのあたりも結果だけではなくて、どんな議論が実際行われているのかということについて、また各委員の先生方に映していただいて、生涯学習と振興基本計画との関係づけをきちっとできるようにしていかなければなりませんし、教育委員会ではブロック化を進めていくので、その中でいただいた意見具申とその後についてくる生涯学習大阪計画をブロック化の中にどう位置づけていくのかという

ことをまた十分議論できるようにしていただいたらありがたいと思います。

【平井委員】 他の政令指定都市の事例も研究されておいたほうがよいかもしれません。

また、大阪の場合はインバウンドの影響で、今後ますますアジアから多くの子どもが来ると思われます。短期、中期、長期とありますので、これが生涯学習にどうつながるかという検討も必要だと思います。

報告第34号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決を行ったので、同条第2項に基づき報告する。泉尾東小学校教頭の休職に伴い、その後任人事として指導部指導主事、河田靖美を充てることとし、9月25日付で人事異動の発令を行った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第35号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決処分を行ったので、同条第2項に基づき報告する。学校経営管理センター学務担当係長の補充として、淀川区役所勤務であった宮脇秀和を昇任の上充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第71号「市会提出予定案件（その15）について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の指定管理者の指定について、現在の指定期間が来年3月末で満了することから、次の指定管理者を公募し、学識経験者、公認会計士など、4名の専門家からなる指定管理予定者選定会議により、新たな指定管理者の選定を進めてきた。選定会議において、事業計画書等の提出書類について審議するとともに、申請団体へのヒアリングを行い、総合的に審査した結果、「大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体」が大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の指定管理予定者としての的確であ

るとの報告を得たため、大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体を大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の指定管理者予定者として選定する。

指定の期間は令和2年4月から令和7年3月末までとする。ただし、阿倍野市民学習センターは、令和2年4月から5月末までの2カ月間の施設のメンテナンスにより臨時休館を予定しているため、指定期間は令和2年6月から令和7年3月末までとする。

今後、11月開会予定の市会に追加案件として提出する。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** 現在の指定管理者が引き続き管理するということですが、3つの施設をワンセットで指定管理者を選ぶ理由はどのようなことですか。

**【三木生涯学習部長】** 生涯学習センターについては、生涯学習大阪計画に基づき、市民の生涯学習を総合的に支える拠点施設としての機能を有しています。この3館のうち、特に総合生涯学習センターが、いわば中核施設として、ボランティアの人材育成ですとか、企画立案、大学等との連携、学習相談などの機能を果たす拠点ということもあり、総合生涯学習センターにおいて開発してきた企画やノウハウを生かして、3館が連携しながらそれぞれの担当地域の支援を行うという体制がとられています。3館を一体として運営することによって、市域全体で一体性をもった生涯学習を推進することができ、経費面においても、3館それぞれ別々に指定管理業者を選定するよりも効率的で、経費が削減されるということもあり、3館をまとめて指定管理をしています。

**【森末委員】** メリットもいろいろあると思いますし、得点も極めて高得点ですので良いと思いますが、ただ、今回1者しか手が挙がらなかったということで、施設が3つでかなり大規模なので挙げるどころも限られてくるのかもしれないので、その観点から分けたほうがいいのではないかという議論もあると思います。3つまとめて指定管理を選ぶというのは、基本的にはどこで決めることですか。

**【三木生涯学習部長】** 教育委員会として、制度担当の契約管財局とも協議し、契約管財局から3つ一括ということで了解いただいています。

**【森末委員】** 市長部局の契約管財局と教育委員会事務局で詰めて、1つにするか3つにするかは前に決めて、議案としては選ばれましたということで、こういう形なのですね。

構成員の一般財団法人の大阪教育文化振興財団とサントリーパブリシティサービスの共同事業体ということですが、一般財団法人大阪教育文化振興財団がソフト面で、サントリ



ーパブリシティサービスが施設のメンテナンスという部分ということですか。

【三木生涯学習部長】 大阪教育文化振興財団がメインとなっていてソフト面の企画やハード面のメンテナンスもおこなっていますが、サントリーパブリシティサービスも貸付受付など施設の管理面で協力しておこなっているときいています。

【森末委員】 わかりました。今回これで良いと思いますが、ただ、1者だけというよりは、できたら競争があったほうが良いという観点があると思います。

【三木生涯学習部長】 説明会には8者が来ていましたが、最終申し込みは1者でした。説明会に来ながら最終的に申し込まれなかった団体については、どういった理由かを聞き取りまして、今後活かしていきたいと考えております。

【大竹委員】 私も3つの施設を1つにまとめることになった経緯を、また時間があるときに説明していただきたいと思います。基本的には1つの施設管理、1つの場所と分かれています。多分まとめたほうが経費の節減なりノウハウの適用ができるということだろうと思います。何社か出てきているならいいのですが、1社になってくると、契約上、もともと3つを束ねること自体がよかったのか、悪かったのかという話になるので、そこはまた説明してもらえればと思います。

それともう一点、審査結果の中で、「施設の設置目的の達成及びサービスの向上」というのは、どのような項目が出てきていますか。利用率とかそういうようなことですか。

【三木生涯学習部長】 全市的に決まっている基準配点があり、施設の設置目的の達成及びサービスの向上ということでは、項目としては施設の管理運営ということで、維持管理の手法ですとか職員体制、危機管理、安全管理、情報公開、個人情報保護とかそういった項目になります。それから、事業計画面ということでは、事業計画についての妥当性、利用促進策、利用者満足度の把握等、それから自主事業も一部ありますのでその評価です。それから、施設の有効利用ということでは、他施設との連携ですとか地域連携、市民や企業との協働など、そういった項目が挙げられております。

【大竹委員】 こういう施設は利用してもらうことが大切であり、いろいろな利用状況があると思いますが、例えば利用率を上げるための項目があるのでしょうか。また、審議に際しての附帯意見の中で、収入増ということが書かれていますが、何でも費用を削れば良いというものではなくて、収入増を図ることは重要なことと思いますが、この施設として収入増というのはどのような施策があるのでしょうか。一般の区民の方、市民の方が使われるということであると、あまり値上げはできないなどの制約もある中で、ここの

運営自体はどういうものが収入源で、それをどう上げようとしているのかというようなものが気になります。

【三木生涯学習部長】 事業計画の中で書かれており、それで評価しています。この主な収入源は貸室で、市民の方が自主的に書道教室などいろいろな教室等を貸室においておこなっています。使用料の設定金額には条例の中で一定の上限があり、その範囲で利用料金として定めていて、その利用料金収入が主な収入ということになっています。したがって、貸室がどのくらい利用されているかという利用率が一番大きく収入に影響しています。総合生涯学習センターでは85%から90%程度の利用率ということで、キャンセル等を含めると、ほぼ全室使われています。一方で難波や阿倍野市民学習センターは75%ぐらいと、利用率が若干低いので、そのあたりについてはこの選定会議においても、利用率を上げることによって収入を上げるといった形の努力をさらにしてもらいたいという附帯意見がつけられています。

【大竹委員】 指定管理者から見ると、例えば会議室利用料金などは、得てしてこういう施設では近隣の貸会議室から比べると結構安く抑えられていて、利用料金を値上げしていいかという、一般的には上げてはいけないとなることが多いと思いますが、そのあたりの料金の設定の柔軟性というのは与えているのですか。

【三木生涯学習部長】 条例では上限があり、その範囲で認めているのですが、やはり市民利用施設ということで市民への負担が生じますので、そのあたりについては慎重な検討が要ると思います。市政改革の一環として、もともと5館あったものを3館に減らした際に収入を増やすために利用料金を値上げしたという経過があり、利用料金の値上げを既におこなっていますので、あとは利用率をどれだけ上げるかということで、自主事業を魅力的なものにするようにという形で意見なり指導をしています。

【森末委員】 自主事業はどのようなことをしていますか。

【松村生涯学習担当課長】 社会教育的な事業については、管理代行業務としておこなっていただいております。自主事業ではより親しみやすい、例えば英会話教室であったり、語学教室であったり、パソコン教室であったり、いろいろ取り組みをしていただいております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第72号「第44回学校医等永年勤続者表彰について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校医等永年勤続者表彰は、学校医等永年勤続者表彰実施要項に基づき実施しており、本市校園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として20年以上、校園における保健管理に関する専門的事項に関して御尽力いただいた方々に対して、その功績をたたえるために表彰を行い、表彰状及び記念章を授与するものである。

今年度の被表彰者は38名である。

表彰期日は11月3日の文化の日、表彰状等は、校園長から受賞者の方へお渡しする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第73号「第71回市立校園職員児童生徒表彰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立校園職員児童生徒表彰は、大阪市教育委員会表彰規則に基づき市長と教育委員会の連名で昭和24年から毎年11月3日の文化の日に行っており、今回で71回目を迎える。

各校園長から推薦された者のうちから項目ごとに基準に照らして審査した結果、被表彰者数として職員の部では「職務精励」が29名、「教育実践功績」が1名、「調査研究等」は該当なし、「満25年勤続表彰」が272名、「満35年勤続表彰」の者が231名となっている。

児童生徒の部では「有益な調査研究、発明発見または工夫考案をした者」は該当がなく「他に賞賛され、または他の模範となるに足る行為があった者」が9名となっている。

表彰式は11月3日午前11時より大阪市中央公会堂で開催する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第74号「令和元年度教育功労者表彰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育功労者表彰は教育長名で行っているものであり、校園長については、市立校園職員児童生徒表彰では、校園長の職を5年以上勤めた後、今年度退職の者を対象としているのに対し、教育功労者表彰は原則3年までの者を対象としており、今回は20名を表彰したいと考えている。なお、4年の者に関しては5月に行われた憲法記念日知事表彰で既に表彰

済みである。また、副校長及び教頭で年度末退職により対象となるのは、副校長が3名、教頭13名を表彰する。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 今回は本市の学校医や教職員や児童生徒の表彰ということですが、例えば学校までの登下校の見守り隊の地域の方など、すごく子どものために尽くしていただいている方に対して、表彰ではなくても何らか感謝の気持ちを述べるような機会などがあるでしょうか。

【藤巻教務部長】 特段対応はありません。

【異委員】 毎日30分の時間ですが、登下校の時間にずっと立ってもらっているというのは、やっぱり感謝しないといけないかなというふうに思います。子どもたちは敬老の日に手づくりのものを渡したりしているようですが、市とか教育委員会からも、ここには直接的な対象にはならないと思いますが、今後考えていってもいいのではないかと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第75号「2020年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

志願者数、受験者数ともに前年度より若干減少しており、受験者数は2,643人と31年度より131人の減となっている。その下の最終合格者数は774人と、昨年度の751人より23人の増となっている。倍率3.4倍で、昨年度の3.7倍より0.3ポイント減少している。

合格者の平均年齢は26.5歳である。

結果発表は、10月18日に予定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 中学校の英語の合格者で、面接の点が高く、筆答がかなり低い方がいますが、バランスという点で合格にされた背景を説明してもらえますか。

【青柳教職員人事担当係長】 筆答の点数と実技の点数と加点の合計点で合否を判定しています。筆答試験の合格基準点は、受験者の平均点の7割ということで設定しています。

ので、全体の平均点によってかわってきます。57点というのは合格基準点の上にある点数ですので合格となっています。

【森末委員】 志願者数と受験者数が去年より減っていますが、その理由の分析はどのようにするのですか。初任給を上げた影響があるのかどうかは把握できますか。

【松田教職員人事担当課長】 実際に合格された方に対してアンケートをとりますので、そのときに分析できると思います。初任給を上げたことが影響しているのかも含めて実施します。

【平井委員】 小学校5年生、6年生で英語が教科化され、評価をすることになりました。現場の教員だけではたいへんなので、フォロー体制が必要なのではないのでしょうか。

本市について言えば、課外活動で小1から入っていますが、これは評価がないのでまだよいのですが、教科化される5年生、6年生は中1の秋あたりから2極化する傾向が前倒しになるのではということです。このあたりも検討事項に入れておいた方がよいと思います。

あと、先ほど筆答の点数の話をしました。基準点から言えばそれで了解ですが、今後、センター試験に代わる共通テストをはじめとする大学入試の変容を考えると、やはり書くということも必須と思います。新学習指導要領の表現力・思考力・判断力の表現力の部分に直結するので検討をよろしくお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第32号「大阪市教育振興基本計画の中間見直しについて」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

施策5の学力の部分の成果指標として、これまで全国学力・学習状況調査の知識に関する問題、いわゆるA問題において正答数が全国平均の7割に満たない児童生徒の割合、また活用に関する問題、いわゆるB問題において正答数が全国平均を2割以上上回る児童生徒の割合をそれぞれ指標としていたが、今年度よりA問題、B問題の区別がなくなり、問題が一体化されたことから、中間見直しにおいて指標を見直して、正答数が全国平均の7割に満たない児童生徒の割合と、正答数が全国平均を2割以上上回る児童生徒の割合という形の変更を考えている。

目標値については、今年度調査における全国平均をもとに、全国平均の7割に満たない

児童生徒の割合を、小学校の国語23.5%、算数19.5%、中学校の国語21.5%、数学26.5%、全国平均を2割以上上回る児童生徒の割合を、小学校の国語38.5%、算数28.5%、中学校の国語38%、数学39.5%と設定する。

今後のスケジュールとして、12月の下旬に予定している総合教育会議で議題とし、市長の意見を得た後に、市会に提出する。

また、今回は市政改革室から、児童生徒の学力向上、体力及び負担軽減に向けた提言を受ける予定である。市長から市政改革室への特命指示ということで、市政改革室がこの間の重点投資を行ってきた教育委員会に対して、第三者の立場から現状と課題の確認をして、提言を行うという方向性で指示があったとのことである。

教育委員会としても、例えば校長とのコミュニケーションの機会を増やす、文書量の削減を行うなどの取り組みを継続しているが、提言を受け、実際に市政改革室の意見も踏まえながら、負担軽減や学力向上の施策について進めていきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

**【平井委員】** 成果指標の部分で、理科など3年ごとに行われる分野で、経年の比較はできないけれども段階的に積み上げていくような形は考えられたほうがよいと思います。それからビッグデータの活用は予算化されているのでしょうか。

**【福山首席指導主事】** 指標のほうは、次期計画が令和3年度からになりますので、学力指標もどのようなものが適切なのか、来年1年かけて審議いただき、新計画に盛り込んでいきたいと考えています。

**【川本政策推進担当部長】** ビッグデータのほうは、校務系システムと学習系のシステムを統合して、活用するという方針を考えており、次の学校教育ICTビジョンの案件であわせて説明します。

**【山本教育長】** 新しい目標値を設けるにあたり、目標値を高く設定してもらうことは構いませんが、現実味のない数値になっていないでしょうか。

**【川本政策推進担当部長】** 今までの考え方は、全国何位というところを目指しており、計画の残り期間が1年なので、非常に厳しい状況になっています。時間はまだありますので、現実的な伸びなどを見ながら再度検討したいと思います。

**【山本教育長】** 現状分析をもう少ししっかりやっていくべきだと思います。

**【平井委員】** 各校での分析結果も重視していただき、全体の数値目標と整合させてみ

ることも重要かと感じるので、検討してください。

協議題第33号「学校教育ICTビジョンの策定について」を上程。

江野ICT企画調整担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年5月より外部有識者を交えた局内ワーキンググループを立ち上げ、この間、学校教育ICTビジョンの策定に向けて議論してきた。本日は、このワーキングでの議論を取りまとめた学校教育ICTビジョンの中間まとめについて報告する。

中野下ICT企画調整担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

本市では平成28年度から全小中学校にタブレット端末等のICT機器を整備し、ICTを活用した教育やLAN工事などを実施してきた。一方、令和2年度からの新学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力と位置づけられるとともに、国の整備計画で令和4年度までに学習者用端末を3クラスに1クラス分程度の整備することや、無線LAN・アクセスポイントの整備など、ICT環境整備の促進がうたわれている。こうした国の動きも踏まえ、本市においてもICTの積極的、効果的な活用をさらに推進し、情報活用能力を育成していくために、ICTビジョンの策定が必要であると考えている。ビジョンの対象期間は、次期基本計画の施行期間の予定である令和7年度までを見据えた方向性と、当面令和4年度までを第2ステージとして、その具体的方策を示す。また、このビジョン策定後も、適宜国の動向なり情報の動向を踏まえ、計画内容の見直しを図る。

本市のICT機器の整備状況は、各区に1校ずつあるICT教育の実践モデルの研究を行う活用拠点校では、タブレット端末が120台から160台あり、無線LANのアクセスポイントは全教室整備されており、国の目指す指標レベルを概ね達成できる環境になっている。一方でそれ以外の学校は、基本40台のタブレットと無線LANのアクセスポイントが4台であり、アクセスポイントを移動させて使っているという状況であり、国の指標と比較してもまだ課題がある。

国指標の環境が整っているモデル校での3年間の検証の結果、児童生徒の学習意欲の向上や学習理解度の向上、学力の向上が見られた。また、教員のICT活用指導力も向上した。今年度全ての学校でLAN工事が終了するので、次は第2ステージとして、令和4年度までこの拠点校における実践成果をもとに、各校で授業のみならず、放課後学習や家庭学習なども含めた個別学習を行うとともに、全ての小中学校で日常的に活用できる環境整

備が必要であると考えている。

国の実証事業である「次世代学校支援モデル構築事業」での本市の取り組みとして、児童生徒ごとの生活指導の様子や学習情報といった情報を集約化して、1つのカルテのように可視化し、きめ細やかな指導ができる取り組みを実践している。出欠の状況や保健室来室の状況、子どもの心の動きなど、あらかじめ特定の条件を設定しておき、その条件になれば自動でアラートが表示されるようになっていて、これをもとに、子どもの状況をリアルタイムに把握し、適切な声かけをすることで、問題やつまずきの早期発見に非常に効果があるということで、昨年度は実証校5校全てで不登校が減ったという成果もあらわれている。文部科学省からは、この実証事業は学習面だけでなく安全・安心面でも使っているということで非常に高い評価を受けており、この成果を広めていくことも必要であると考えている。

今後のICTビジョンの基本的な考え方として、ICT機器を効果的に活用することにより、これまでの共同学習のみならず、個別学習への充実も図り、主体的に学ぼうという姿勢や多様な人々と協働して問題解決する力、そういった子どもの育成を目指していく。そのためには膨大な情報から主体的に判断し、問題発見、解決する力や情報活用能力といったところの育成を図る。令和2年度から4年度までの3年間を第2ステージとして、新学習指導要領にある主体的、対話的で深い学びを実現し、情報活用能力などの育成を図るために、ICTの特性や強みを生かして、問題発見、解決のプロセスにおけるICT活用、授業でのICT活用を全校で展開していく。また、拠点校などタブレット端末の環境が整っている学校では、デジタルドリルを活用した個別学習や、先ほどの次世代モデル事業のような校務系、学習系のデータ連携、学びの可視化、こういった個別最適化された学びを段階的に実施していく。そして、そういった日常的に効果的なICT活用が実践できるように、3クラスに1クラス分の端末やAPの全教室設置など、国指標レベルのICT環境の実現を図る。

ビジョンの具体的な取組方策として大きな基本方針を3つ掲げており、1つ目が問題発見、解決のプロセスにおけるICT活用、2つ目が個別最適化された学び、3つ目がその学びを支えるICT環境の段階的整備である。それぞれに関連する具体的取り組み方策として、情報活用能力の育成や遠隔教育、特別支援教育における活用など、14の方策をまとめている。

具体的な授業の場面における必要な情報活用能力の育成イメージとして、例えば小学校



3年生からローマ字を習うので、必要な能力としてキーボードでローマ字入力ができるとか、あるいは5・6年生ではスライド資料をつくることのできるなど、ICTビジョンとしてこれを1つの基準として学校に示し、各校はこれをもとにさまざまな教育実践において情報活用能力を育成していく必要があると考えている。

学習者用端末を活用したドリル学習については、今年度から放課後や家庭の持ち帰りによるモデル実施をしている。現在の利用環境は、家庭では通信環境の問題があるのでオンラインで利用としており、タブレット端末にドリルをインストールして、それを持ち帰って家庭で学習という形を考えている。将来的には家庭のLAN環境を踏まえた活用を検討する。

校務系データと学習系データの連携、可視化によるきめ細やかな指導の充実では、教員が職員室で利用するシステムと、教室で子どもたちが端末を使って利用するシステムを統合し、日々教員が子どもをどう指導したかといった記録をつぶさに行えるようにしていく。また、子どもが端末を利用してドリルで問題を解いた学習履歴が蓄積されるとともに、保健室の来室状況や、児童生徒の心の動きといったものを可視化し、これらの情報を学校全体で共有することにより、問題の迅速な対応や個に応じたきめ細やかな指導を行う。このデータ連携、可視化システムについては、学習履歴の可視化やきめ細やかな個別指導など、個別最適化された学びの実現に加え、本市の教育の最重要目標の1つである安全・安心面、特に不登校などの未然防止についても活用することにより、さまざまな指導の改善を図っていきたいと考えている。現在予算要求しているところであり、全校にできるだけ早く展開していきたい。

学びを支えるICT環境の段階的整備については、今年度から令和4年度まで4年間をかけて、現在の既存のネットワーク基盤を文科省のガイドラインに準拠したセキュリティの形に再構築し、クラウドの活用によるコスト軽減やセキュリティ強化に加え、利便性の強化、学習の充実につなげたいと考えている。再構築後は、校務系、学習系の2つのネットワークを統合し、PCも統合して、セキュリティ強化やデータ連携が可能になる。

ICT環境の段階的整備のスケジュールとしては、国が財政措置を講じている令和4年度までに、学習者用端末や無線LANのアクセスポイント、それから基盤の再構築を実施し、全ての学校で拠点校と同様のICT環境を実現し、ICTを活用した教育をさらに推進したい。

ICT活用に伴う支援として、今後学習履歴、生活指導の記録といったデータがどんど

ん蓄積されるため、大学と連携して蓄積されたデータ、エビデンスの分析を行うとともに、そこで得られた知見をもとに、学校への支援を総合的に推進し、教員のICT活用指導力の向上や授業改善を促進していきたい。

今後、さらなる検討を行い、11月下旬をめどにICTビジョンの素案を再度お諮りし、その後、パブリックコメントを行い、本年度にICTビジョンを完成したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【栗林委員】** 非常に良い計画だと思います。ポートフォリオの作り方もこういうふうにやれば、不登校であるとか、いじめも含めて、教員が非常に早くに把握することができて対応が可能になると思います。先ほどの学力調査のこととも関連するかと思いますが、余り得意でないようなところをカバーして成績を上げていくというのも大事ですが、メリットのあるところを伸ばしていくというのも大事ではないかなと思います。大阪市はICT環境の面で非常に有利な立場にあると思います。SINETという世界最高速のネット環境が接続できているのは東京と大阪だけです。子どもたちの可能性を片方では伸ばしてやるということも、国の将来にとっては非常に重要なことではないかなと思いますし、情報科学の発達というのは我々が想像しているよりはるかに速くて、随分先に考えておられるようなクラウド環境というようなことも第5世代のコンピューターが整備されるのは間近ですので、第5世代が整備されると、世界でこういうことが直ちに起こってくると思います。そういうものを利用して、リードしていくというのも1つの考え方かなと思いますので、また検討いただければありがたいと思います。

**【平井委員】** 第1ステージの部分的なICT導入は、ある意味では校務の効率化や働き方改革に対応するもので評価できます。第2ステージで今後検討しなければならないのは、個別最適、つまりアダプティブ・ラーニングです。個別最適となると、自宅に帰ってから生徒が自ら取り組む姿勢をつくるということですが、生徒の到達度や環境は様々あるわけですので、ひとまとめにはできません。そこは教師力がとても大事だと思いますので、実際に自宅に取り組めるような体制づくりをどうするのか、学校や地域間格差も様々あると思いますが、一度検討いただきたいと思います。

それから、理想でいえば1人1台というのがベストだと思います。先般も報道がありましたが、他府県にはスマホを授業の中に持ち込ませて、実質上それを使って探究的な取り組みをさせているというのが報道されていました。現場サイドから見ると賛否はあります。

要検討事項もありますが、考察しておくべき点だと思います。

3点目は、やはり最終的にICTは道具、コミュニケーション・ツールであり、ツールを使って、思考力、判断力、表現力をつける、イコール探究になるということです。しかし、実態として小中高の現場の中で探究活動をするとなると、教師のいわゆる発話力が重要で、トリガークエスチョン、つまり正解のない問題を設定して子どもに投げかけ、その問題に対して、ICTを使って調べさせて、そして、グループ・ディスカッションさせるのですが、温度差があると。ICTを使うことは不可欠だと思いますが、ツールとして使うときに、生徒が自宅で勉強する体制づくり、それから教師が質問する指導力の要領のよなものについて、大阪独自のものを考えていく必要があるのかなと思います。

あと、データについてはビッグデータという1つの枠が実際に動き始めて専門的知見から分析に入っているわけですので、そことの連動もしっかりしていただくようお願いします。

【異委員】 将来的には1人1台の時代が来るのかなというふうに思っています。今現在、大阪市では無線LANの整備率が21.5%ということですが、今後100%にするまでの間どのような形で進めていかれる予定ですか。

【中野下ICT企画調整担当課長】 無線LANについては、現在は各校4台を動かしながら使っていますが、それを地方財政措置がある令和4年度までに100%を目指そうと考えています。少しでも早く入れられるように予算を確保していきたいと考えています。

【異委員】 次世代学校支援モデルのダッシュボードでは子どもの個人情報なども含めて種々あると思いますが、この情報は担任の先生以外にどこまで共有されるのですか。

【中野下ICT企画調整担当課長】 管理職も含めて全員で共有することもできますし、ここまでという範囲の設定もできます。

【異委員】 小学生だけではなく中学生も同じですか。

【中野下ICT企画調整担当課長】 現在、小学校3校、中学校2校で実証研究をしていて、中学校も同じです。

【異委員】 近年、生徒と教員とのいろいろな関係やわいせつ事案などもあって、自宅などの個人情報も含めいろいろな情報が入っていると、中には見られたくない情報とかもあるのかなと思います。その辺は繊細かもしれないのですが、生徒に配慮したような情報を集めたほうがいいのかないかなと思いました。

あともう一点ですが、学習の学びだけではなくて、安全・安心な学校の実現に向けてと

いうところで、大阪市では不登校の問題が課題としてあると思います。もちろん出席できればよいとは思いますが、出席することによって余計悪化することもあると思いますので、無理やり出席ということは思わないのですが、例えばオンライン動画で授業をするなど、学習面の支援も手厚くできたらよいと思います。インフルエンザの時期に、熱が下がってからも5日間休まなければいけないというときには、授業がどんどん進んでいくというのは保護者としても気になるので、理想ではありますが、そういったこともできたらいいのかなと思います。

【中野下ICT企画調整担当課長】 そういった遠隔教育についても、ビジョンに記載しており検討しているところです。

【大竹委員】 令和2年に学習システムが再構築され、一方で端末整備はまだまだ予算の関係でできないとすると、学習システムができていれば早く使わせたいというのはあるわけです。通信環境がある家庭と通信環境がない家庭では、学習システムにアクセスして個別学習を支援するのかどうかというのはいろいろと意見がでると思います。是非学習システムと端末と家庭というところで、それぞれ整備ができ上がる時期にどのように活用するかは一度議論しておく必要があると思います。これが例えば貸与ということであれば、学校ごとに家庭環境としてそういったものが使えるというところはそれを使っていたいて、そういった環境がない人に端末を貸し出すとか、そういうようなことをいろいろ考えていかないと、せっかくあっても端末がそろそろまでなかなか全部使えません、個別学習は家ではできませんというのはいろいろ問題が出てくると思いますので、あるものはうまく使うというようなことは少し検討していただくとありがたいと思います。

【森末委員】 国の指標はお金さえあればできると思いますが、補助金はあるのですか。

【中野下ICT企画調整担当課長】 交付税として措置しているだけです。補助金はありません。

【森末委員】 もちろん1人1台の時代が来るべきだと思いますし、そうしなければ世界から遅れていくと思います。お金の問題は市だけで出せるレベルであればいいのですが、国からはお金が来ないけれどもできるのかというのが一番問題点だと思います。

【江野ICT企画調整担当部長】 本市もそうですが、全国いろいろな小規模市区町村も含めて、そういう課題に直面していると思います。現時点では交付税措置で計算上1,805億を5年間でつけていますよと文科省は言っていて、それ以上の助成などは今のところないのですが、そういうことを求めていかなければいけないと思っています。

【平井委員】 第1ステージから第2ステージに進んでいって、学校の中ではICT環境の整備に尽力されるというのはよくわかったのですが、今後はそれをベースにした上で、生徒個々の、要するに自律学習であるとか個別最適学習を進めていくということで、そういう意味でいくと、経産省が推奨するエドテックとしたほうが聞きやすいのではないかなと思います。

協議題第34号「令和元年度給与改定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和元年10月4日に本市人事委員会から職員の給与に関する報告及び勧告がなされた。

月例給について、本年の人事院勧告では公民較差が1,339円となっており、本市教職員の給与が民間給与を下回っていることから、引き上げる必要があるとの勧告がなされた。具体的には、行政職給料表においては、大卒初任給を1,500円引き上げ、高卒初任給を2,000円引き上げるべきとの勧告がなされた。また、一定の公民較差があることから、全ての給において1,000円程度を基本とした定額による引き上げ改定が適当であるとされた。行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本として改定を行う必要があるとされたが、幼稚園教育職給料表については、本市幼稚園教諭の若年層の給与が民間を下回っているといった状況が見られないため、改定する必要はないとされた。

特別給については、0.05カ月分引き上げ、引き上げ分については、勤勉手当に配分することとされた。

この人事委員会勧告を受け、行政職給料表の給与改定が行われるとなった場合、本市教育委員会としては、教育職員の給与改定について今後職員団体に提案する。

月例給について、高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表適用者については、全ての給を改定の対象とし、1級及び2級は、大卒初任給を1,500円程度引き上げ、最低でも1,000円程度は引き上げとなるよう、高位号給に向けて改定率を逡減させる。特2級は、小学校、中学校教育職給料表は、初号付近を1,200円程度、高等学校等教育職給料表は初号付近を1,500円程度引き上げ、高位号給に向けて改定率を逡減させる。3級及び4級は、1,000円程度を基本として改定する。

再任用職員は、この取り扱いに準じて改定を行う。

特別給は、再任用職員以外の職員について、行政職給料表と同様に0.05カ月分引き上げ、勤勉手当に配分する。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 民間の場合は若年層に手厚くして、ある程度になったら極端な例ではフラットにしています。そういう意味からいくと、例えば働き盛りの30歳前後を手厚くするといったようなことを独自に大阪でやるということは可能なのですか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 今回は市の勧告での全ての号給において引き上げをということになっています。国に準じてではありますが、市としてもそういう勧告になっていますので、勧告と違うことをするととなると、それなりの根拠が必要です。

【山本教育長】 この春から教育職の初任給は3万円上げて、あとの若干の経過措置も、採用後5年程度はやっていますので、できるかできないかをいったら、やり方一つですけれども、余りやり過ぎでも何でそこまでという議論もまたあるのかなと思います。現実的には全国的に見ても圧倒的に高額な初任給ですし、30代前半ぐらいまで引き上げというのは至っていませんが、そこをどう説明していくかというところです。また意見を踏まえて検討させていただきます。

議案第27号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回、9月17日の教育委員会会議で議決された「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」の方針に基づき、中学校教諭の部活動顧問への復帰を認める。

当該教職員は、平成28年10月頃から平成29年10月頃にかけて部活動指導中に体罰を行い、平成30年2月23日付で懲戒処分として停職1月とされ、部活動指導から外されている。

処分確定後、当該教職員に対しておよそ1年にわたり繰り返し再発防止研修を実施し、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」及び「大阪市部活動指針」の内容について理解の徹底を図ってきた。また、研修の効果測定として、令和元年7月25日に実施した最終段階の再発防止研修における当該教職員における課題発表において、複数の事務局職員が研修内容の定着度や部活動指導に必要な適格性について確認をした。

これらを受け、部活動復帰申出書のとおり、当該教職員の日常の勤務態度は非常に良好であるほか、日々の生徒への指導状況は非常に落ちついたものであり、体罰、暴力行為の兆候は見られないほか、当該教職員が起こした体罰事案の被害生徒及び保護者からも、当

該教職員の部活動顧問への復帰について一定の理解を得ているところであり、改めて学校長から当該教職員を部活動顧問に復帰させたい旨の申し出があった。

当該教職員は部活動顧問への復帰の基準を全て満たしていると認められることから、令和元年11月1日付で部活動顧問への復帰を認めたいと考えている。

当該教職員の復帰に際しては、当該教職員を主顧問とせず、必ず他の教職員を主顧問として配置することや、必ず他の教職員と共同で部活動指導に従事すること等の条件を付することとする。

質疑の概要は次のとおりである。

**【異委員】** 復帰されるに当たって一番大事なのが被害生徒の対応だと思います。直接の被害生徒はこの3月で卒業をされているということですが、体罰があった現場にいた生徒はまだ在籍されているのですか。

**【松井教職員サービス・監察担当課長】** 1名います。

**【異委員】** その生徒の反応はどんな感じですか。

**【松井教職員サービス・監察担当課長】** 今現在、その当時の陸上部に在籍していた生徒たちは、3年生で在学中ですが、既にクラブ活動は引退しているという状況です。そういったことも含めて、学校長が説明しており、問題はないと考えています。また、卒業した被害生徒についても、学校長から保護者に連絡させていただいた上で、当該教諭の復帰について異議はないということを確認しています。

**【異委員】** そもそもこの教員は部活動復帰を望んでおられるのですか。

**【松井教職員サービス・監察担当課長】** 積極的に今すぐ部活動を指導したいということは言っていないですが、学校長としては、徐々にクラブ活動に関与して、今後は顧問にも従事してほしいという思いがあります。事件発生当時は外されたというふうなことの心情のほうが高かったと思いますが、今現在は反省して、徐々に新学年に向けての準備もしてきているところです。

**【異委員】** 5回ほど研修をされていると思いますが、所見を見る限り最初の1回、2回は自身に課せられた課題に対して認識が弱いように感じたところから始まって、徐々に校長先生がもう大丈夫だよというところまで行けたということです。今回は復帰1例目ということで、恐らくベースになってくるのかなというふうに思いますが、研修は回数で決まっているのか、当該教員が体罰しないという確認ができるまで続けていくのか、どんな

感じですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 今回復帰する教員も5回の研修の後、まだ反省の色が完全に出ていないということで、研修を追加いたしました。回数はその方によって変わってくるということです。

【異委員】 最後は一番身近にいらっしゃる校長先生が確認するということですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 今もクラブ活動以外では教員として通常通り指導していますので、その際の保護者等の反応や同僚の教員の意見も勘案して、今の状況であれば大丈夫であると校長は考えていますし、校長とは別に7月25日の指導の場で、我々教務部の職員、あるいは指導部の指導主事等が内容も確認した上で研修の効果は現れていて、問題ないだろうと考えています。

【異委員】 まだ若い方なので将来性もあるかと思えますし、期待もしたいと思えます。でも次またあってしまっただけではいけないと思えます。

【松井教職員服務・監察担当課長】 もちろんそのように思っています。むしろクラブ活動に従事するという事は、裏返しではそういう場面が生じた場合、前回と同じような感情になった場合でも、感情移入せずに対応できるということがなければ、逆にそういうリスクを背負うことにもなりますので、そこは当然当人にも理解させていきたいと思っています。

【平井委員】 教員の人間関係、例えば主顧問が年下であったりすると、表向きは副顧問でも管理職の見えないところで逆転するケースがありますので、方向性は理解しますが役割分担を明確にさせてほしいと思えます。

【松井教職員服務・監察担当課長】 当然そういったことも我々から指導していきたいとは思っておりますし、復帰して1年以内にまた我々が状況の確認をしていきたいと思っています。あわせて副顧問の立場で今の主顧問がやっていることを見ることによって、この1年は体罰・暴力行為がない部活動としてやってきたわけですから、それを見ていただくことも必要で、先輩、後輩もあるとは思いますが、やはりそれを超えないと最終的にまたやるというふうなことになると思えますので、そこは言っていきたいと思えます。

【山本教育長】 復帰についてどこまで面倒をみるのか、そこまでして復帰させる必要があるのかということもあると思えます。こちらとしてもリスクな部分もあります。諸事情はあるとは思いますが、どこまでもお付き合いはできませんので、今度やったら本市とは無関係でやってもらうというものがどのように構成できるのか、一度検討してもらい



たいと思います。

【森末委員】 基準からある程度変えていかないといけません。もともと加重の基準がありますが、今回2回目で停職1月になっています。この現時点の基準で懲戒免職すると、裁判されたら負けますので、今度またやったらどれだけ軽い内容でも懲戒免職にすることであれば、そこについては基準を変えていく必要があります。裁判になるかどうか分かりませんが、最低それがないと今ではできませんので、検討していただけていただく必要があります。

【山本教育長】 今すぐにまたやってしまうとは思っていませんが、本来のところに復帰させようと思っているのであれば、その分こちらのほうとしてもリスクヘッジという意味でも対応は考えておくべきだと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第76号「職員の人事について」を上程。

※説明要旨及び質疑概要については職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第77号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校主務教諭で、処分内容は地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給3月とする。

当該教諭は令和元年7月8日、自身が担当する水泳の授業中にプールサイドで仰向けになり、生徒らの安全確認を怠っていたところ、他の教員の指示で関係生徒からバケツで水をかけられたことに激高し、関係生徒に対し暴言を発するとともに、懲罰として50メートル泳ぐよう指示。さらに関係生徒の右頬を左手で2回たたき行為を行った。さらに、当該教諭はこれらの体罰行為について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠っていた。本件事案は、事案発生当日の夜に関係生徒とその保護者から同校教頭に対し体罰についての訴えがあり、翌7月9日、校長が当該教諭に事実確認を行ったことにより発覚した。

処分量定は、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づき、傷害がなく、非違行為がない児童生徒に対する行為が1回のみで、被害児童生徒が1名の場合に該当し、戒告に当たるとする。これをもとに当該教諭は本件体罰行為を管理職に報告していないことから、共通の

加重基準の「当該職員の事案未申告」として加重プラス1、さらに当該教諭から関係生徒に対し暴言があった点及び当該教諭が水泳の授業中にプールサイドに寝そべって、生徒らの安全管理を怠っていたことを量定の加重要素としてさらにプラス1として、減給3月が相当である。

なお、本件事案において、当該教諭の職務専念義務違反を現認した際に、これを制止することなく、関係生徒に水をかけるよう指示した上、当該教諭の体罰行為を制止せず、また管理職への報告を怠った関係教諭及び関係講師に対しては、別途行政措置を行う。

処分発令日については、これまでは特別な事情がない限り、教育委員会会議での議決後速やかに懲戒処分の発令を行ってきたが、今後は給与支給に係る事務の簡素化を踏むため、市長部局の職員に対する懲戒処分の発令を行う人事室の取り扱いに合わせて、懲戒免職処分、または被処分者が処分発令と同時に続けて退職する場合を除いて、原則月末の最終日に発令を行う。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 関係教諭に水かけるように言った人の処分はどうなりますか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 行政措置を検討しており、人事監察委員の先生方と調整しながら、文書訓告、もしくは口頭注意というふうな行政措置をしたいと思っております。

【巽委員】 水泳という非常にリスクのある授業中に寝ているというのはすごく問題だと思います。今回のように暴力行為として上がってこなかったら、もしかしたら日常的にされていたのかなと思うと、ちょっと怖いと思います。

議案第78号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、課長代理級で、処分内容は減給二月とする。

被処分者は令和元年8月29日、勤務時間中であるにもかかわらず職場を離れ、職場付近のコンビニエンスストアにおいて喫煙した。被処分者は日課である巡視を行った後、清掃や花壇の草花の手入れをすると、そこで一息つきたいと考え、職場付近のコンビニエンスストアに移動し、そこで1本喫煙した。

同じ職場に勤務する同僚職員が業務で郵便局に行く途中、コンビニエンスストアに設置

している灰皿の横に被処分者が立っていたことを被処分者の上司に報告、当該上司は被処分者に事実を確認したところ、喫煙を認めたものである。

類似事案を踏まえた上で本件事案に照らすと、勤務時間中に職場を離脱し喫煙したことや当該職員は課長代理の職についており、部下職員に範を示す立場であったことに加え、8月に2度、管理職会で服務規律の保持について周知があった矢先の出来事であったことを総合的に考慮すると、減給二月が相当である。

処分発令は10月31日付とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---